

【補助金交付要件に該当することを確認する誓約書】

高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付申請に際し、次の事項を遵守することを誓約します。

申請者 自署

(誓約欄に☒チェックしてください。)

No.	内 容	誓約欄
1	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度 (FIT) の認定又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しません。	☐
2	電気事業法第2条第1項第5号ロに規定する接続供給 (自己託送) を行いません。	☐
3	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して工事を実施するよう努めます。	☐
4	関係法令の規定に従い、設計及び施工を行います。	☐
5	防災及び環境保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めます。	☐
6	一の場所において、補助対象設備を複数の設備に分割して扱いません。	☐
7	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、補助対象設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存をします。	☐
8	補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。	☐
9	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。	☐
10	防災及び環境保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合には、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。	☐
11	補助対象設備を処分する際は、関係法令 (高砂市の条例を含む。) の規定を遵守します。	☐
12	法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象設備の設置により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行いません。	☐
13	発電した電力量のうち 30% 以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費します。	☐
14	補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていません。また、今後も受けません。	☐
15	補助対象設備は、高砂市が交付決定をした後に、契約及び設置をします。	☐
16	高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。また、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有していません。	☐
17	市長が、上記16の事項を確認するため、必要な事項を兵庫県高砂警察署長に照会すること及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、兵庫県、兵庫県公営企業管理者又は兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べません。	☐
18	高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第16条 (補助金の交付決定の取消し等) に基づき高砂市が行う一切の措置について、異議を述べません。	☐
19	県税の滞納はありません。実績報告時には滞納がないことを証明する書類を提出します。	☐